

みんなの森をみんなで守ろう

ぐんま緑の県民税

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）
第Ⅱ期課税期間5年間〔令和元年度～令和5年度〕

群馬県は県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。
豊かな水を育み、また、災害を防止するなど、私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は、県民共有の財産です。
県では、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、
県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を平成26年4月から導入し、様々な施策に取り組んでいます。



ホームページは
こちら





森林の持つ役割（森林の公益的機能）



県内森林の公益的機能の評価額（年間）

項目（機能）	水源涵養	土砂流出防止	土砂崩壊防止	保健休養	野生鳥獣保護	大気保全 （二酸化炭素吸収）	化石燃料代替	合 計
県内森林の評価額	4,775億円	4,742億円	1,417億円	378億円	（参考表記）	208億円	39億円	1兆1,559億円

注:平成13年 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」に基づき、全国の評価額を群馬県の森林面積で按分して算出



目指すべき目標

木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化などにより放置され、荒廃が進む森林の整備を進めるため、また、森林を取り巻く新たな課題に対応するため、次の目標に向けて対策を進めます。

●豊かな水を育み、災害に強い森林づくり

●里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造

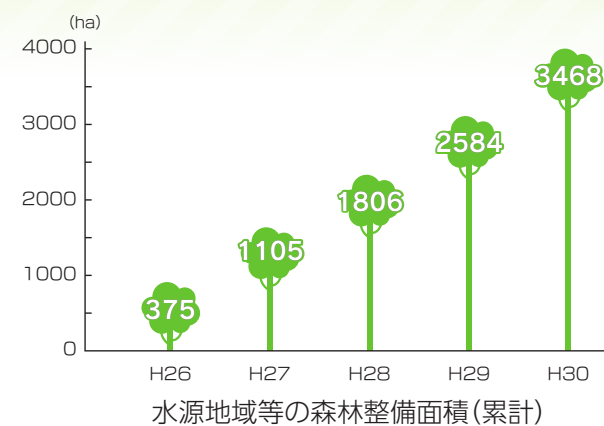


これまでの主な取組成果

ぐんま緑の県民税を活用して実施した第1期（H26～30）の主な取り組み成果をご紹介します。

水源地域等の森林整備

奥山など条件不利森林で3,468haの間伐等を実施し、公益的機能の回復を図りました。



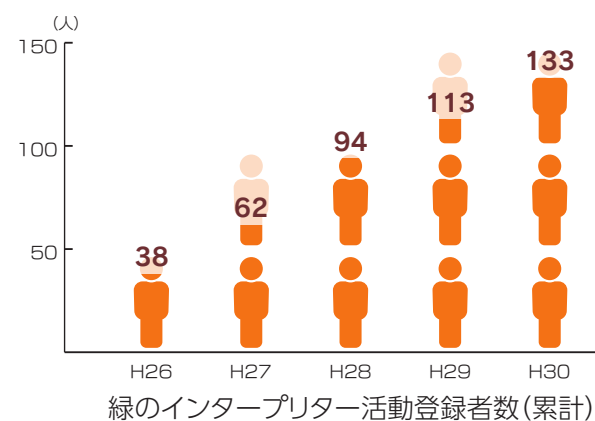
整備された水源林

森林環境教育の推進

緑のインタープリター*養成講座の実施により、活動登録者が約100人増加し、県内各地で森林環境教育が推進されました。

*「緑のインタープリター」とは

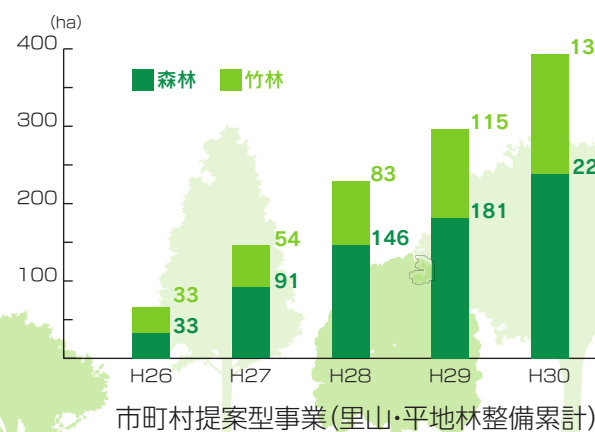
森林や水、自然に対する幅広い知識や技術を習得し、自然と人との「仲介者」となって自然解説などを行う人のこと。



緑のインタープリターによる自然解説

市町村提案型事業

市町村と地域住民、NPO・ボランティア団体等の協働による森林整備を支援し、約221haの森林、約137haの竹林が整備されました。



作業前



作業後

荒廃した里山・平地林の整備



ぐんま緑の県民税の使い道(事業内容)



県が実施する事業



水源地域等の森林整備



条件不利地森林整備

立地等の条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置されている人工林を整備し、森林の公益的機能の発揮を図ります。

森林整備の内容・実施方法

- ① 強度(本数率で35%以上)の除伐・間伐、集積
※ただし、気象被害を受ける恐れのある森林については生育状況を考慮した本数率
- ② 現場到達のための簡易作業路の設置
- ③ 広葉樹の生育がある場合には針広混交林へ誘導

実施後の制限等

- ① 事業実施後10年間の皆伐、森林以外への転用を禁止する森林所有者との協定を締結
- ② 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限(例:標準伐期齢+10年 等)

5カ年の整備計画 → 3,500ha



手入れがされた森林

実施例

手入れがされていない森林に対し、本数率で35%以上の除伐、間伐(切り捨て)を実施



作業前



作業後



水源林機能増進

市町村が管理する簡易水道等の取水口の上流に位置する森林の水源涵養機能の増進を図ります。

森林整備の内容・実施方法

- ① 強度(本数率で35%以上)の除伐・間伐、集積
※ただし、気象被害を受ける恐れのある森林については生育状況を考慮した本数率
- ② 現場到達のための簡易作業路の設置
- ③ 広葉樹の生育がある場合には針広混交林へ誘導

実施後の制限等

- ① 事業実施後10年間の皆伐、森林以外への転用を禁止する森林所有者との協定を締結
- ② 市町村森林整備計画で定める公益的機能別施業森林の伐期までの伐採制限(例:標準伐期齢+10年 等)

5カ年の整備計画 → 500ha



水源涵養機能を増進する森林



松くい虫等被害地の再生

松くい虫被害または気象被害を受け、やぶなどになった森林を再生し、森林の公益的機能の発揮を図ります。

森林整備の内容・実施方法

- ① 被害木等の伐倒、集積
- ② 地拵え、植栽
- ③ 広葉樹の生育がある場合には広葉樹林へ誘導
- ④ 現場到達のための簡易作業路の設置
- ⑤ 植栽後の下刈り、獣害対策を実施

実施後の制限等

保安林による制限

5カ年の整備計画 → 100ha

実施例

松くい虫被害木を伐採し、植栽によって再生を図る。



松くい虫被害地



被害地の伐採、植栽

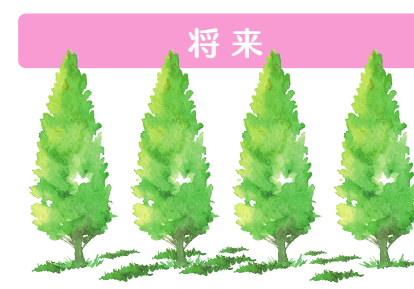
森林整備のイメージ



手入れがされず、公益的機能が低下した森林。林内は暗く、下層植生が乏しい。



切り捨て間伐の実施により、林床に光を当てて下草などの下層植生を回復させる。



下層植生が回復し、公益的機能の高い森林へ移行。

本事業は、傾斜が急であったり、搬出路が設置できないなどの理由から放置され、手入れがされていない森林を間伐(切り捨て)し、森林環境の改善を図るものです。木材を販売するなどといった林業経営行為としての森林整備とは異なります。

県森林環境部緑化推進課

Tel●027-226-3278 Fax●027-223-0463
E-mail●gm-zei@pref.gunma.lg.jp

またはお近くの県森林環境事務所、県森林事務所へ

渋川森林事務所……………Tel●0279-22-2763
西部森林環境事務所……………Tel●027-323-4021
藤岡森林事務所……………Tel●0274-22-2253
富岡森林事務所……………Tel●0274-62-1535
吾妻森林環境事務所……………Tel●0279-75-4611
利根沼田森林環境事務所……………Tel●0278-22-4481
桐生森林事務所……………Tel●0277-52-7373

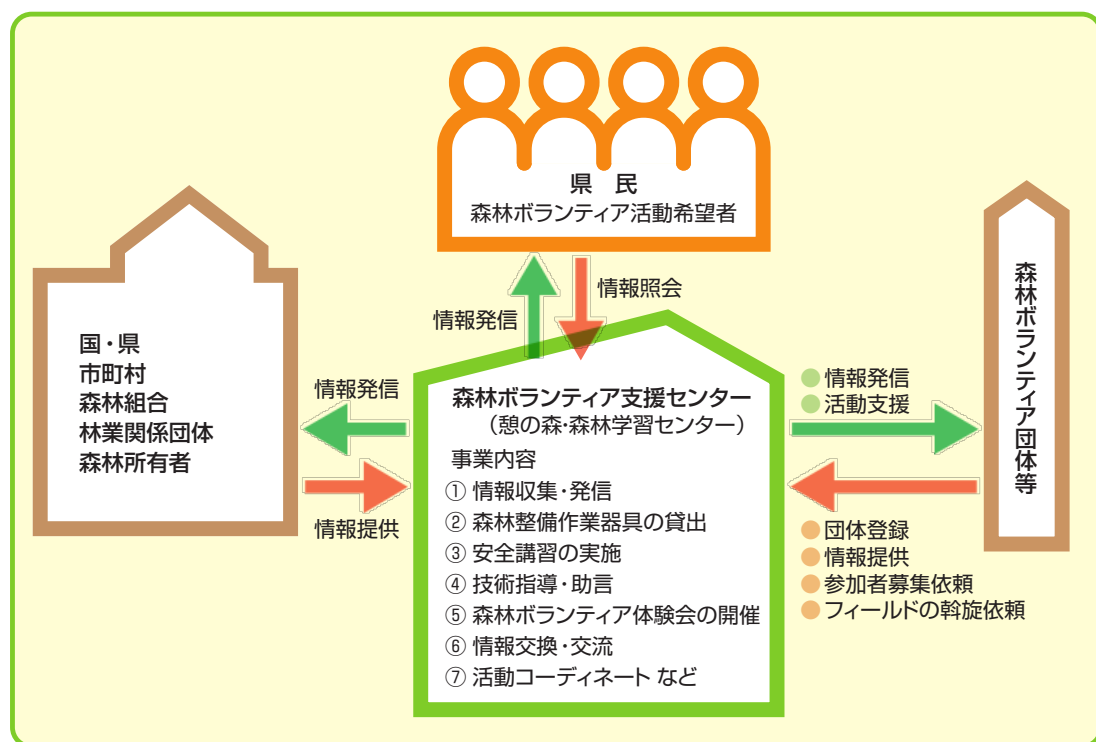
「水源地域等の森林整備」
のお問い合わせは

県が実施する事業

森林ボランティア活動・森林環境教育の推進

森林ボランティア活動の推進

「森林ボランティア支援センター」を設置し、専用ホームページや情報誌による情報の収集・発信や刈払機の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出し等、森林ボランティア活動への一体的なサポートを実施します。



実施状況

- 森林ボランティア支援センターの設置・運営
- 専用ホームページ「モリノワ」の運用
- 森林整備作業器具の貸出し
- 安全講習会の開催
- 情報誌、メールマガジンの発行
- 森林ボランティア体験会、交流会の開催



森林ボランティア
ホームページ「モリノワ」
<http://www.morinowa.pref.gunma.jp/>



貸出し用の森林整備作業器具



安全講習会



森林ボランティア体験会

森林環境教育の推進

「緑のインタープリター」を養成し、小中学生を対象にしたフォレストリースクールや緑の少年団育成事業、県民を対象にした県・市町村主催の森林観察会、自然講座等への派遣などを通じて森林環境教育を推進します。



緑のインタープリターによる自然解説

実施状況

- 指導者養成カリキュラムの作成
- 緑のインタープリター養成講座の開催
- 緑のインタープリター登録
- フォローアップ研修の開催



指導者(緑のインタープリター)養成講座



緑のインタープリター活動状況

県森林環境部緑化推進課

Tel●027-226-3272 Fax●027-223-0463

E-mail●gm-zei@pref.gunma.lg.jp

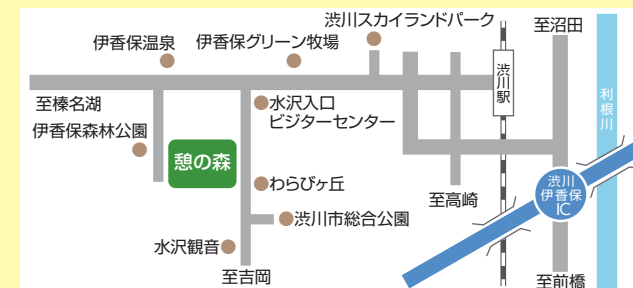
または森林ボランティア支援センター (憩の森・森林学習センター)

Tel●0279-72-3220 Fax●0279-72-3045

「森林ボランティア活動・森林環境教育」
のお問い合わせは



〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保637



市町村が実施する事業

市町村提案型事業

荒廃した里山・平地林の整備

①整備：地域住民やNPO・ボランティア団体等が行う、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等に対する補助

補助上限：森林…280千円/ha
竹林（間伐）…（基礎枠）700千円/ha
（加算措置）竹材処分に一部加算有
竹林（全伐）…（基礎枠）1,000千円/ha
（加算措置）竹材処分に一部加算有

…

②苗木・資材購入：住民等や市町村が行う高木性苗木（植栽は本事業の整備箇所を対象）及び獣害対策資材の購入に対する補助

補助上限：苗木購入……………300千円/ha
資材購入……………300千円/ha

…

③管理：刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等に対する補助

- 地域住民やNPO・ボランティア団体等が行うか、または委託する場合
補助上限：100千円/ha（別途加算措置有）
- 市町村が実施する場合
補助上限：100千円/ha（補助率1/2以内）

…

④困難地整備支援：住民等では整備が困難な箇所で市町村が実施する刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積込み、運搬等

補助上限：森林間伐…240～720千円/ha
（補 正）傾斜・間伐率・難易度により補正
（加算措置）特殊伐採の場合、3,000千円を補助上限に、補助率 1/2以内で加算）
森林全伐…1,200～1,800千円/ha
（補 正）傾斜・難易度により補正
（加算措置）特殊伐採の場合、3,000千円を補助上限に、補助率1/2以内で加算）
竹林間伐…1,700～4,200千円/ha
（補 正）傾斜・間伐率・疎密度・難易度により補正
（加算措置）竹材処分に一部加算有
特殊伐採の場合、3,000千円を補助上限に、補助率1/2以内で加算）
竹林全伐…4,300～7,100千円/ha
（補 正）傾斜・疎密度・難易度
（加算措置）竹材処分に一部加算有
特殊伐採の場合、3,000千円を補助上限に、補助率1/2以内で加算）
※市町村による困難地整備支援を受けた後は必ず上記3の管理に取り組む必要があります。

…

⑤機器の購入：市町村が実施する機器の購入

補助上限：刈払機…………… 50千円／台（補助率3/4以内）
粉砕機…………… 2,800千円／台（補助率3/4以内）
チェーンソー …… 100千円／台（補助率3/4以内）
動力ウインチ …… 300千円／台（補助率3/4以内）

実施例



整備

地域住民やNPO・ボランティア団体等が行う森林・竹林の整備（刈払いや伐倒、玉切り等）



苗木・資材購入

本事業の整備箇所において実施する植栽のための高木性苗木や獣害対策資材の購入



管理

地域住民やNPO・ボランティア団体等が行う、森林・竹林の管理（刈払い、集積、運搬など）



困難地整備支援

地域住民やNPO・ボランティア団体等では整備が困難な箇所について、市町村が実施する森林・竹林の整備。その後の管理は地域住民等が実施

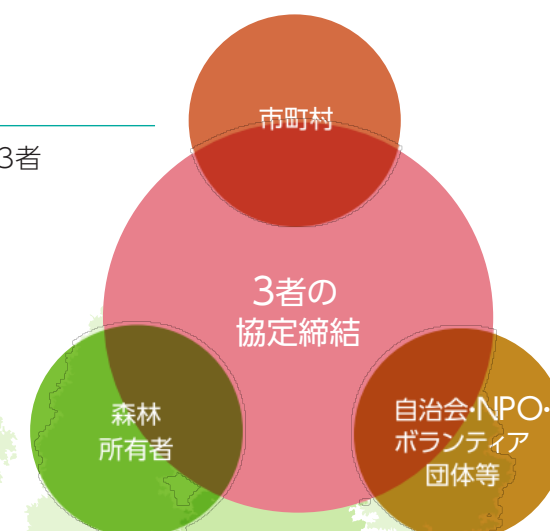


機器の購入

本事業に取り組む住民等に貸与するため市町村が購入、保守管理も実施

協定締結のイメージ

事業実施の際には、維持管理及び転用の制限等に関する協定を3者で締結





市町村が実施する事業



市町村提案型事業



貴重な自然環境の保護・保全

活動支援

市町村あるいは市町村と住民団体(NPO・ボランティア団体等)が行う、県動植物レッドリストで野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種(約650種)が生息・生育している地域の保護・保全活動に対する補助

補助上限：500千円／事業 ※継続して実施する場合、2年目以降は250千円／事業

付帯施設の整備

左記の活動に必要と認められる施設整備に対する補助

補助率：1／2以内(補助上限2,000千円／市町村)

実施例



絶滅危惧ⅠA類指定[カッコソウ]



活動支援

県動植物レッドリストで野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種が生息している地域の保護・保全活動



付帯施設の整備

左記の活動に必要と認められる施設整備に対する補助(看板設置、歩道、木柵の設置など)

..



森林環境教育・普及啓発

森林環境教育 児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対して支援します。

《事業内容例》自然観察会、植樹・森林整備体験、森林体験バスツアーなど

補助上限：

(基礎枠) 3,000千円(1市町村当たり。ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボランティア団体等に間接補助する場合は1団体当たり上限300千円)

(加算措置) 学校、教育関係団体が森林環境教育を実施する場合に、1校(団体)当たり150千円を補助上限として加算(ただし、基礎枠を超えた場合)

普及啓発

普及啓発 森林の機能や重要性について普及啓発をはかる事業に対して支援します。

補助上限：1,000千円／市町村

ふれあい事業 市町村が実施する森林の機能や重要性の理解を促進するための森林等に親しむ体験活動を支援します。

補助上限：1,000千円(1市町村当たり。ただし、1事業あたりの上限は150千円)

《事業内容例》森の体験会、観察会など

実施例



森林整備体験



森林の公有林化

補助率：1／2以内(補助上限10,000千円／1市町村当たり)

水源地域森林の公有林化

水源地域の森林を購入する市町村を支援します。

平地林の公有林化

平地林を購入あるいは平地林を造成しようとする用地を購入する市町村を支援します。

実施例



平地林の公有林化



独自提案事業

ぐんま緑の県民税の趣旨・目的に適合し、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得た市町村が実施する事業に対する補助。

補助率：1／2以内

実施例



竹林の整備



平地林の整備

「市町村提案型事業」についての申し込み

お住まいの市町村へ

「市町村提案型事業」についてのお問い合わせ

お住まいの市町村、県緑化推進課、または
お近くの県森林環境事務所・県森林事務所まで



ぐんま緑の県民税 (森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税 第II期) のしくみ

区分	個人	法人																																												
名称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。																																													
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																																													
納める方法	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人(前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税)	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																																												
年間の納税額 (率)	年間700円 【個人住民税均等割額】	資本金等の額により年間1,400円～56,000円（県民税均等割の税額の7%相当額） 【法人の県民税均等割額】																																												
	<table><tr><th>区分</th><th>県民税</th><th>市町村民税</th><th>合計</th></tr><tr><td>上乗せ前の均等割額</td><td>1,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源(平成26年度から令和5年度までの10年間)</td><td>500円</td><td>500円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>ぐんま緑の県民税(令和元年度から令和5年度までの5年間)</td><td>700円</td><td>-円</td><td>700円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,200円</td><td>3,500円</td><td>5,700円</td></tr></table>	区分	県民税	市町村民税	合計	上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円	東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源(平成26年度から令和5年度までの10年間)	500円	500円	1,000円	ぐんま緑の県民税(令和元年度から令和5年度までの5年間)	700円	-円	700円	合計	2,200円	3,500円	5,700円	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>1千万円以下など</th><th>1千万円超～1億円以下</th><th>1億円超～10億円以下</th><th>10億円超～50億円以下</th><th>50億円超</th></tr><tr><td>上乗せ前の均等割額</td><td>20,000円</td><td>50,000円</td><td>130,000円</td><td>540,000円</td><td>800,000円</td></tr><tr><td>ぐんま緑の県民税(7%相当額)</td><td>1,400円</td><td>3,500円</td><td>9,100円</td><td>37,800円</td><td>56,000円</td></tr><tr><td>合計</td><td>21,400円</td><td>53,500円</td><td>139,100円</td><td>577,800円</td><td>856,000円</td></tr></table>	資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超	上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円	ぐんま緑の県民税(7%相当額)	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円	合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円
	区分	県民税	市町村民税	合計																																										
	上乗せ前の均等割額	1,000円	3,000円	4,000円																																										
	東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源(平成26年度から令和5年度までの10年間)	500円	500円	1,000円																																										
	ぐんま緑の県民税(令和元年度から令和5年度までの5年間)	700円	-円	700円																																										
合計	2,200円	3,500円	5,700円																																											
資本金等の額	1千万円以下など	1千万円超～1億円以下	1億円超～10億円以下	10億円超～50億円以下	50億円超																																									
上乗せ前の均等割額	20,000円	50,000円	130,000円	540,000円	800,000円																																									
ぐんま緑の県民税(7%相当額)	1,400円	3,500円	9,100円	37,800円	56,000円																																									
合計	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円																																									
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます(個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます)。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																																												
導入の時期	令和元年度課税(平成30年所得分)から	平成31年4月1日以後に終了する事業年度から																																												
課税の期間	5年間																																													
税収見込額	約8.5億円(個人:約6.8億円　法人:約1.7億円) ※左記金額は平年度ベース。																																													
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																																													
事業内容の検討・評価	県民等で構成する第三者機関「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」において、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。																																													

ぐんま緑の県民税事業に関する実績評価や効果検証は、県民や有識者等で構成する「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」で行っています。各年度の事業の実績や、本委員会の協議結果については県ホームページで公表しています。

ぐんま緑の県民税評価検証委員会の様子



税の使い道など森林保全に関すること **森林環境部緑化推進課**

電話:027-226-3278 FAX:027-223-0463 E-mail:gm-zei@pref.gunma.lg.jp

税の仕組みに関すること **総務部税務課**

電話:027-226-3771 FAX:027-221-8096 E-mail:zeimuka@pref.gunma.lg.jp

ぐんま緑の県民税 ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/04/e3000101.html>



令和元年度作成